

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

県立図書館の整備を進めることに伴い、事務局の職制について改正を行うもの

2 改正の内容

生涯学習課に企画監を新たに配置する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成22年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規
則第6号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項の表中

「

幼保支援課	企画監
-------	-----

」

を

「

幼保支援課	企画監
生涯学習課	企画監

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第6章 職制

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐(全国生涯学習フォーラム推進課を除く。) チーフ
教育政策課	企画監
幼保支援課	企画監
生涯学習課	企画監
教育事務所	所長 企画監 次長(必要と認める教育事務所に限る。) チーフ
青少年センター	所長 次長 課長 チーフ

2 略

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第6章 職制

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐(全国生涯学習フォーラム推進課を除く。) チーフ
教育政策課	企画監
幼保支援課	企画監
教育事務所	所長 企画監 次長(必要と認める教育事務所に限る。) チーフ
青少年センター	所長 次長 課長 チーフ

2 略

3